

厚木市立図書館団体貸出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市立図書館条例施行規則（令和6年厚木市規則第3号）第6条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、中央図書館、移動図書館及び図書館ネットワーク内公民館図書室における団体貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第2条 団体貸出しできる資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書及び雑誌（以下「図書資料」という。）
- (2) パネルシアター及びその機材
- (3) エプロンシアター
- (4) 布の絵本

(貸出数量及び期間)

第3条 貸出数量及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料（1団体につき総貸出冊数は、300冊以内とする。）
 - ア 中央図書館 1団体につき300冊以内で180日以内
 - イ 移動図書館 1団体につき50冊以内で14日以内
 - ウ 公民館図書室 1団体につき50冊以内で180日以内
- (2) パネルシアター及びその機材、エプロンシアター並びに布の絵本
中央図書館でのみ貸し出し、1団体につき5点以内で60日以内
- (3) 大学図書館、公共図書館等との相互貸借
協定書、覚書等の定めるところによる。

(貸出期間の延期)

第4条 貸出期間の延長は、前条の貸出期間分1回までとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。